

社会福祉法人カトリック児童福祉会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック児童福祉会法人（以下「法人」という。）の役員等（以下「役員等」という。）が法人の業務を執行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員等」とは、法人の定款により定められた理事、監事、評議員並びに評議員解任選任委員をいう。
- (2) 費用弁償とは、法人における理事会、監事会及び評議員会並びに評議員解任選任委員会に出席した場合における出席旅費及び法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合の旅費並びに法人の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が法人における理事会、監事会及び評議員会並びに評議員解任選任委員会に出席した場合、法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合には、5,600円を旅費日当として支給する。

- 2 役員等が法人の業務遂行のために出張した場合には、旅費及び日当5,600円を支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、交通費及び宿泊料実費を支給する。

(旅費の準用)

第6条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、法人旅費規程（老人ホーム関連）を準用する。

附則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和3年1月1日施行の「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」は、これを廃止する。